

青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について**1 改正の理由**

国家公務員災害補償法に基づく人事院規則 16-0（職員の災害補償）が令和 8 年 4 月に改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が令和 8 年 5 月に改正され、非常勤消防団員等に対する葬祭補償の額が改定されたことから、青森市消防団員等公務災害補償条例を改正しようとするものである。

2 改正の内容

・ 条例第 21 条関係

消防団員等の葬祭補償の定額部分の額を 315,000 円から 330,000 円に引き上げる。

関係規定	新	旧
第 21 条	330,000 円+補償基礎額(※)×30	315,000 円+補償基礎額×30
附則第 8 条	(変更なし)	上記の計算結果が補償基礎額の 60 倍に相当する額に満たないときは、補償基礎額の 60 倍の額

(※)補償基礎額

- ・ 消防団員：階級・勤続年数に応じた額（10,000 円～15,000 円）
- ・ 消防作業従事者等：原則 10,000 円（最大 15,000 円）
- ・ 扶養親族がいる場合は所定額を加算

3 施行期日

公布の日（適用日を令和 8 年 4 月 1 日とする。）

4 その他

① 適用日

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給事由が生じた葬祭補償については、改正後の額を適用し、同日前に支給事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

② 内払に関する経過措置

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給事由が生じた葬祭補償のうち、改正前の条例第 21 条又は附則第 8 条の規定により支給された補償額（66 万円未満）については、改正後の規定による補償額の内払とみなす旨の規定を設ける。